

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年四月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 楓 淳 一

一 許可番号

平成二十七年八月六日

指令川建セ第二七〇〇三一〇号

二 検査済証番号

平成二十八年三月三十一日

川建セ第二七〇一〇四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字西打越五千百三十六番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字松山二千六百三十一番地一 一〇二

倉林 憲幸